

天萬庁舎に

## 消費生活相談窓口開設

こんなことありませんか？

- 携帯電話でアダルトサイトに接続した。登録料の請求画面が出て困っている。

- 健康食品が届いた。本人は頼んだ覚えがないと言っているが、請求書が同封されている。

- パンフレットが届いていないかとうう、怪しい電話があつた。

**毎月第2火曜日**に専門相談員が来室し、面談または電話で相談をお受けします。

**■相談時間／午前9時～12時**

(☎ 64-3781)

**■場所／南部町消費生活相談窓口（南部町役場天萬庁舎1階 町民生活課）**

※相談日の午後は、ご希望があれば集会などに出向き、20分から1時間程度の消費生活講座も行います。

**■次回相談日**

- ・1月14日（火）
- ・2月12日（水）※11日（火・祝）の振替
- ・3月11日（火）

【問い合わせ先】  
 ・日本年金機構米子年金事務所  
 ☎ 34-6111  
 ・町民生活課（天萬庁舎内）  
 ☎ 64-3781

国民年金からのお知らせ

## 源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。そのため、老齢年金を受けている方には、日本年金機構より1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所や年金相談センター、または『ねんきんダイヤル』(☎ 0570-051165)までお申し出ください。

※なお「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

ミツバチを飼育されている方は

## 1月中に届け出をお願いします

養蜂振興法が一部改正され、養蜂業者の方だけでなく、ミツバチを趣味で飼育されている方も、毎年1月中に飼育状況及び飼育計画を提出していただく必要があります。

※提出先及び飼育届の様式が、昨年とは変更となっていますのでご注意ください。

**■提出・問い合わせ先**

〒683-0054

米子市糀町1-160

鳥取県西部総合事務所農林局 農業振興課

☎ 31-9642

※問い合わせは鳥取県西部家畜保健衛生所（☎ 62-0140）でも受け付けます。

**■提出期限／1月31日**

**■届出様式／鳥取県庁畜産課ホームページ**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/66459.htm>

[担当：産業課 ☎ 64-3783]



職場でのトラブル

## 総合労働相談「コーナーをご活用ください

解雇、労働条件の引き下げ、いじめ、嫌がらせ等、労働に関するトラブルでお困りの労働者、事業主の皆さん、鳥取労働局では「総合労働相談コーナー」を設け、労働に関する相談に応じています。

相談・情報提供のほか、簡易・迅速な紛争解決制度として「助言・指導」「あっせん制度」もありますので、気軽にご相談ください。

**■米子総合労働相談コーナー**

米子市東町124-16（米子基準監督署内）☎ 34-2263

## 年賀状版画コンクール作品募集

### ●応募規定

- ・テーマは自由
- ・版画作品であること
- ・年賀ハガキかハガキサイズ(100×148)

### ●応募期限／1月21日（火）※当日消印有効

### ●応募先

〒683-0343 西伯郡南部町下中谷1008

祐生出会いの館 年賀状版画コンクール係り 宛  
詳しくは祐生出会いの館までお問い合わせください

☎ 66-4755

（22ページに関連記事）